

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年7月27日
【会社名】	株式会社アルデプロ
【英訳名】	ARDEPRO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋康夫
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿三丁目1番24号
【電話番号】	03(5367)2001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 久保玲士
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿三丁目1番24号
【電話番号】	03(5367)2001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 久保玲士
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 500,000,050円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年7月27日に開催された当社臨時株主総会において、平成22年6月1日提出の有価証券届出書に係る第三者割当による募集株式（譲渡制限種類株式）の発行が承認可決されたこと等に伴い、平成22年6月1日に提出した有価証券届出書、平成22年6月14日に提出した有価証券届出書の訂正届出書、平成22年6月30日に提出した有価証券届出書の訂正届出書及び平成22年7月15日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

募集に関する特別記載事項

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

5 第三者割当後の大株主の状況

6 大規模な第三者割当の必要性

第二部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

第7 提出会社の参考情報

2 その他の参考情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
種類株式	1,818,182株	譲渡制限があり、払込期日の6ヶ月後から当社普通株式に転換可能ですが、議決権・配当・残余財産分配は普通株式と同じ権利を有するものとしません。ただし、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または当社の定款に別段の定めがある場合を除き、種類株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとしません。 なお、当社は単元株制度を採用しておりません。

(注) 1 本件有価証券届出書による当社種類株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、平成22年6月1日開催の取締役会決議によるものであります。なお、本第三者割当による新株式の発行については、平成22

年7月27日開催予定の臨時株主総会の特別決議による承認を得られること及び後記「募集に関する特別記載事項」記載の事業再生ADR手続が成立することが条件となりますが、事業再生ADR手続は、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。

< 後略 >

（訂正後）

種類	発行数	内容
種類株式	1,818,182株	譲渡制限があり、払込期日の6ヶ月後から当社普通株式に転換可能ですが、議決権・配当・残余財産分配は普通株式と同じ権利を有するものとします。ただし、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または当社の定款に別段の定めがある場合を除き、種類株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとします。 なお、当社は単元株制度を採用しておりません。

(注)1 本件有価証券届出書による当社種類株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、平成22年6月1日開催の取締役会決議によるものであります。なお、本第三者割当による新株式の発行については、平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会の特別決議による承認を得られること及び後記「募集に関する特別記載事項」記載の事業再生ADR手続が成立することが条件となりますが、事業再生ADR手続は、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において成立し、本第三者割当による新株式の発行については、平成22年7月27日開催の臨時株主総会の特別決議により承認されました。

< 後略 >

【募集に関する特別記載事項】

（訂正前）

3 財務状況及び資本増強策

< 中略 >

（5）減資

当社は、平成22年7月28日に募集株式（本第三者割当による普通株式、本第三者割当と同日付をもって決議された第三者割当による譲渡制限種類株式、及びDES優先株式）の発行により資本金の額が271億3109万8705円、資本準備金の額が264億9634万7624円となることを条件として、資本金の額を268億3109万8705円、資本準備金の額を264億9634万7624円減少し、それぞれ3億円、0円とすることにいたしました。なお、かかる資本準備金の減少に関し、当社は、平成22年7月26日、増資後の資本準備金の額及び減少する資本準備金の額を訂正する旨の公告を行う予定です。

< 後略 >

（訂正後）

3 財務状況及び資本増強策

< 中略 >

（5）減資

当社は、平成22年7月28日に募集株式(本第三者割当による普通株式、本第三者割当と同日付をもって決議された第三者割当による譲渡制限種類株式、及びDES優先株式)の発行により資本金の額が271億3109万8705円、資本準備金の額が264億9634万7624円となることを条件として、資本金の額を268億3109万8705円、資本準備金の額を264億9634万7624円減少し、それぞれ3億円、0円とすることにいたしました。なお、かかる資本準備金の減少に関し、当社は、平成22年7月26日、増資後の資本準備金の額及び減少する資本準備金の額を訂正する旨の公告を行いました。

<後略>

(訂正前)

5 本第三者割当と同日付をもって決議された普通株式による第三者割当の概要

当社は、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当と同日付で第三者割当の方法によって普通株式を発行する旨の取締役会決議を行っており、その概要は、以下のとおりです。なお、下記の本第三者割当による新株式の発行については、平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会の決議による承認を得られること及び上記の事業再生ADR手続が成立することが条件となります。

<後略>

(訂正後)

5 本第三者割当と同日付をもって決議された普通株式による第三者割当の概要

当社は、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当と同日付で第三者割当の方法によって普通株式を発行する旨の取締役会決議を行っており、その概要は、以下のとおりです。なお、下記の本第三者割当による新株式の発行については、平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会の決議による承認を得られること及び上記の事業再生ADR手続が成立することが条件となりますが、事業再生ADR手続は、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において成立し、本第三者割当による新株式の発行については、平成22年7月27日開催の臨時株主総会の特別決議により承認されました。

<後略>

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

3 【発行条件に関する事項】

(訂正前)

<中略>

なお、本第三者割当による新株式の発行は、事業再生ADR手続が成立することを条件としておりますが、事業再生ADR手続は、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。また、上記のとおり新株式には本第三者割当に係る払込期日から6ヶ月間の譲渡制限が付されており、かつ、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または当社の定款に別段の定めがある場合を除き、当該新株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないとされているように、本第三者割当による新株

式は普通株式に比べて権利が制限されているという不利な条件にもかかわらず、普通株式の時価と同じ金額が払込金額となることから、当社は、当該払込金額は特に有利な金額ではないと考えておりますが、大規模な第三者割当増資について株主の皆様の意思を確認すべく株主総会にお諮りすることが適切であると考えるところから、新株式の発行については、平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会の特別決議による承認を得られることが条件となります。

(訂正後)

<中略>

なお、本第三者割当による新株式の発行は、事業再生ADR手続が成立することを条件としておりますが、事業再生ADR手続は、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。また、上記のとおり新株式には本第三者割当に係る払込期日から6ヶ月間の譲渡制限が付されており、かつ、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または当社の定款に別段の定めがある場合を除き、当該新株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないとされているように、本第三者割当による新株式は普通株式に比べて権利が制限されているという不利な条件にもかかわらず、普通株式の時価と同じ金額が払込金額となることから、当社は、当該払込金額は特に有利な金額ではないと考えておりますが、大規模な第三者割当増資について株主の皆様の意思を確認すべく株主総会にお諮りすることが適切であると考えるところから、新株式の発行については、平成22年7月27日開催の臨時株主総会の特別決議による承認を得られることが条件となりますところ、同日開催の臨時株主総会において、特別決議により承認されました。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

<中略>

(注) 3 なお、参考までに、本第三者割当により発行される新株式1,818,182株と本第三者割当と同日付をもって決議された普通株式による第三者割当により発行される3,489,584株、及び、DES優先株式(当該株式は、普通株式を対価とする取得請求権付の優先株式とする予定です。)4,495,325株を合算した場合の大株主の状況は以下のとおりです(なお、本第三者割当により発行される新株式とDES優先株式については、普通株式に転換した後の株式数を基準としております。)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権に対する 所有議決権数の 割合(%)	割当後の所有株 式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合 (%)
ジーエス・ティー ケー・ホールディ ングス・フォー合 同会社	東京都港区六本 木6丁目10番1 号 六本木ヒル ズ森タワー46階	756,144	17.93	3,456,661	31.30
ミネルヴァ債権回 収株式会社	東京都千代田区 麹町3丁目5番1 号			<u>2,759,085</u>	<u>24.98</u>
株式会社関西アー バン銀行	大阪府大阪市中央 区西心斎橋1 丁目2番4号			913,604	8.27
秋元竜弥	東京都目黒区	763,620	18.1	244,590	2.21
株式会社広島銀行	広島県広島市中 区紙屋町1丁目3 番8号			132,707	1.20
株式会社商工組合 中央金庫	東京都中央区八 重洲2丁目10番 17号			128,220	1.16
第一勧業信用組合	東京都新宿区四 谷2丁目13番地			107,273	0.97

財団法人秋元国際 奨学財団	東京都新宿区新 宿3丁目1-24	100,000	2.37	100,000	0.91
株式会社筑波銀行	茨城県土浦市中 央2丁目11番7号			91,792	0.83
日本証券金融株式 会社	東京都中央区日 本橋茅場町1丁 目2-10	79,715	1.89	79,715	0.72
計		1,699,479	40.29	8,013,647	72.57

(注)1 平成22年1月31日現在の株主名簿をもとに作成しております。

(注)2 秋元氏の所有株式数は、平成22年6月1日現在763,620株ですが、事業再生ADR手続の事業再生計画案において、519,030株を当社へ無償譲渡し、その株式を消却する計画となっております。上記所有株式数の欄は、平成22年6月1日現在の数値で記載しており、割当後の所有株式数は、519,030株を消却した後の株式数で記載しております。これに伴い、割当後の総議決権に対する所有議決権数の割合の算出に際しては、上記のとおり519,030株を消却した後の議決権数を基準として算出しています。

<後略>

(訂正後)

<中略>

(注)3 なお、参考までに、本第三者割当により発行される新株式1,818,182株と本第三者割当と同日付をもって決議された普通株式による第三者割当により発行される3,489,584株、及び、DES優先株式(当該株式は、普通株式を対価とする取得請求権付の優先株式とする予定です。)4,495,325株を合算した場合の大株主の状況は以下のとおりです(なお、本第三者割当により発行される新株式とDES優先株式については、普通株式に転換した後の株式数を基準としております。)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権に対す る所有議決権数 の割合(%)	割当後の所有株 式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合 (%)
ジーエス・ティー ケー・ホールディ ングス・フォー合 同会社	東京都港区六本 木6丁目10番1 号 六本木ヒル ズ森タワー46階	756,144	17.93	3,456,661	31.30
ミネルヴァ債権回 収株式会社	東京都千代田区 麹町3丁目5番1 号			<u>2,640,295</u>	<u>23.91</u>
株式会社関西アー バン銀行	大阪府大阪市 中央区西心斎橋1 丁目2番4号			913,604	8.27
秋元竜弥	東京都目黒区	763,620	18.1	244,590	2.21
株式会社広島銀行	広島県広島市中 区紙屋町1丁目3 番8号			132,707	1.20
株式会社商工組合 中央金庫	東京都中央区八 重洲2丁目10番 17号			128,220	1.16
第一勧業信用組合	東京都新宿区四 谷2丁目13番地			107,273	0.97
財団法人秋元国際 奨学財団	東京都新宿区新 宿3丁目1-24	100,000	2.37	100,000	0.91
株式会社筑波銀行	茨城県土浦市中 央2丁目11番7号			91,792	0.83
日本証券金融株式 会社	東京都中央区日 本橋茅場町1丁 目2-10	79,715	1.89	79,715	0.72
計		1,699,479	40.29	<u>7,894,857</u>	<u>71.49</u>

(注)1 平成22年1月31日現在の株主名簿をもとに作成しております。

(注)2 秋元氏の所有株式数は、平成22年6月1日現在763,620株ですが、事業再生ADR手続の事業再生計画案において、519,030株を当社へ無償譲渡し、その株式を消却する計画となっております。上記所有株式数の欄は、平成22年6月1日現在の数値で記載しており、割当後の所有株式数は、519,030株を消却した後の株式数で記載しております。これに伴い、割当後の総議決権に対する所有議決権数の割合の算出に際しては、上記のとおり

519,030株を消却した後の議決権数を基準として算出しています。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

（訂正前）

< 中略 >

また、本第三者割当による新株式の発行により、新たに増加する株式にかかる議決権の数は1,818,182個となり、平成22年6月1日現在の総株主の議決権の数4,217,839個に対する希薄化率が43.10%と25%以上となります。また、本第三者割当とは別件の第三者割当による普通株式にかかる議決権の数は3,489,584個で、両者を合算した議決権の数は5,307,766個となり、平成22年6月1日現在の総株主の議決権の数4,217,839個に対する希薄化率は125.84%と25%以上であります。このため、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条第2号の手続、具体的には平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会の承認を得ることにより、本第三者割当による新株式の発行の必要性及び相当性について、株主の意思の確認を行います。

（訂正後）

< 中略 >

また、本第三者割当による新株式の発行により、新たに増加する株式にかかる議決権の数は1,818,182個となり、平成22年6月1日現在の総株主の議決権の数4,217,839個に対する希薄化率が43.10%と25%以上となります。また、本第三者割当とは別件の第三者割当による普通株式にかかる議決権の数は3,489,584個で、両者を合算した議決権の数は5,307,766個となり、平成22年6月1日現在の総株主の議決権の数4,217,839個に対する希薄化率は125.84%と25%以上であります。このため、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条第2号の手続、具体的には平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会の承認を得ることにより、本第三者割当による新株式の発行の必要性及び相当性について、株主の意思の確認を行いました。

第二部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

（訂正前）

以下に、当社グループの事業展開上、リスク要因となる可能性があると考えられる主要な事項を記載しております。また、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成22年7月15日）現在において、当社グループが判断したものであります。

なお、下記は平成22年6月30日提出の有価証券届出書の訂正届出書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書の提出日までの間にて生じた変更その他の事由を反映して、変更部分のみを記載したものであります。変更箇所については__罫で示しております。

< 中略 >

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の注記について

< 中略 >

その後、事業再生ADR手続のなかで、全取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、上場維持を前提とした事業再生計画案(以下「事業再生計画案」といいます。)を策定し、平成22年6月29日開催予定の第3回債権者会議において、全取引金融機関の同意により成立いたしました。

しかしながら、成立した事業再生計画が不測の事態により計画どおり遂行できない場合には、金融機関から弁済を求められる等して資金繰りが悪化すること、当社の債務超過状態が解消されないこと、当社の取引先に対する信用が悪化すること等により当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、また、当社普通株式が株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の定める上場廃止基準に抵触して当社普通株式が上場廃止になることにより、その流動性が著しく悪化する等の可能性があります。

なお、事業再生計画における資本準備金の減少に関し、当社は、平成22年7月26日、増資後の資本準備金の額及び減少する資本準備金の額を訂正する旨の公告を行う予定です。

<後略>

(訂正後)

以下に、当社グループの事業展開上、リスク要因となる可能性があると考えられる主要な事項を記載しております。また、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成22年7月27日)現在において、当社グループが判断したものであります。

なお、下記は平成22年7月15日提出の有価証券届出書の訂正届出書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書の提出日までの間にて生じた変更その他の事由を反映して、変更部分のみを記載したものであります。変更箇所については__罫で示しております。

<中略>

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の注記について

<中略>

その後、事業再生ADR手続のなかで、全取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、上場維持を前提とした事業再生計画案(以下「事業再生計画案」といいます。)を策定し、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において、全取引金融機関の同意により成立いたしました。

しかしながら、成立した事業再生計画が不測の事態により計画どおり遂行できない場合には、金融機関から弁済を求められる等して資金繰りが悪化すること、当社の債務超過状態が解消されないこと、当社の取引先に対する信用が悪化すること等により当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、また、当社普通株式が株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の定める上場廃止基準に抵触して当社普通株式が上場廃止になることにより、その流動性が著しく悪化する等の可能性があります。

なお、事業再生計画における資本準備金の減少に関し、当社は、平成22年7月26日、増資後の資本準備金の額及び減少する資本準備金の額を訂正する旨の公告を行いました。

<後略>

第7 【提出会社の参考情報】

2 【その他の参考情報】

（訂正前）

最近事業年度の開始日から本有価証券届出書の訂正届出書の提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)～(21)省略

（訂正後）

最近事業年度の開始日から本有価証券届出書の訂正届出書の提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)～(21)省略

(22) 有価証券届出書の訂正届出書

平成22年7月15日関東財務局長に提出

(23) 臨時報告書の訂正報告書

平成22年7月27日関東財務局長に提出